

議案第 46 号

岡山県西部地区養護老人ホーム組合の解散に伴う事務の承継について

岡山県西部地区養護老人ホーム組合規約（昭和 49 年岡山県知事許可）第 13 条の規定に基づき、岡山県西部地区養護老人ホーム組合の解散に伴う事務の承継については、別紙のとおり関係地方公共団体の協議により定めることとする。

令和 5 年 6 月 9 日提出

里庄町長 加藤 泰久

(提案理由)

岡山県西部地区養護老人ホーム組合の解散に必要な事務の承継に関する協議を行うため、岡山県西部地区養護老人ホーム組合規約第 13 条の規定に基づき、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

別紙

岡山県西部地区養護老人ホーム組合の解散に伴う事務の承継に関する協議書

岡山県西部地区養護老人ホーム組合規約（昭和49年岡山県知事許可）第13条の規定により、令和6年3月31日をもって解散する岡山県西部地区養護老人ホーム組合の事務の承継について、次のとおり定めることについて協議する。

令和5年 月 日

笠岡市長 小林嘉文

浅口市長 栗山康彦

里庄町長 加藤泰久

岡山県西部地区養護老人ホーム組合の事務の承継について、次のとおり定める。

(事務の承継)

第1条 岡山県西部地区養護老人ホーム組合の事務は、笠岡市が承継する。

(決算の審査及び認定)

第2条 決算の審査及び認定は笠岡市において行い、笠岡市の議会の認定に付し、議決とともに浅口市及び里庄町に通知する。

2 この協議について疑義が生じたとき、又は本協議書に記載のない事項については、関係市町がその都度協議のうえ決定する。